官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法　律〕
○電波法及び放送法の一部を改正する法律（二七）　六
○鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（二八）　二〇
○児童福祉法等の一部を改正する法律（二九）　二六
〔政　令〕
○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八二）　三
○令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（一八三）　三
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一八四）　三
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一八五）　三
〔省　令〕
○地方団体に対して交付すべき令和七年度分の震災復興特別交付税の額の算定方法、決定時期及び決定額並びに交付時期及び交付額等の特例に関する省令（総務四三）　三六
○電波法施行規則の一部を改正する省令（同四四）　三七
○動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（農林水産二二）　三七
〔規　則〕
○人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を改正する人事院規則（人事院一―三四―一二）　三八
○人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（同九―二四―二二）　三九
○人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）の一部を改正する人事院規則（同一〇―一一―一〇）　四二
○人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則（同一九―〇―一七）　四二
○金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委五）　四六
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、平成十年人事院公示第十六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一四）　四七

本号で公布された法令のあらまし

◇電波法及び放送法の一部を改正する法律（法律第二七号）（総務省）

一　電波法の一部改正関係（第一条関係）

1　特定高周波数無線局を開設することのできる者を価額競争により選定する制度の整備

(一)　同一の周波数を使用する相当数の無線局を一定の区域において一体的に運用するために開設する無線局であって総務大臣が公示する六、〇〇〇メガヘルツを超える周波数を使用するもの（以下「特定高周波数無線局」という。）の免許の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならないこととした。

(二)　総務大臣は、特定高周波数無線局について、当該無線局の開設の認定を受けることができる者を価額競争（参加者に入札又は競りの方法により納付する意思のある金銭の額の申出をさせ、最も高い価額を申し出た参加者を落札者として決定する手続をいう。以下同じ。）により決定することが電波の公平かつ能率的な利用を確保するために有効であると認めるときは、価額競争の実施に関する指針（以下「価額競争実施指針」という。）を定めることができることとした。

(三)　総務大臣は、価額競争における落札者について、周波数及び周波数の使用区域を指定して、特定高周波数無線局を開設することができる旨の認定をすることとした。

(四)　特定高周波数無線局の開設の認定を受けた者（以下「認定特定高周波数無線局開設者」という。）は、価額競争実施指針に定める納付の期限までに落札金（価額競争における落札者が納付すべき金銭をいう。）を国に納付しなければならないこととした。

(五)　認定特定高周波数無線局開設者が総務大臣が指定した周波数及び周波数の使用区域において開設する特定高周波数無線局の免許の申請については、(一)の期間内に行うことを要しないこととした。

(六)　政府は、(四)により納付される落札金の収入の見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、総務大臣が専ら六、〇〇〇メガヘルツを超える周波数の電波の能率的な利用の増進を目的として行う特定の事務の処理に要する費用の財源に充てるものとした。

2　無線局の免許状等のデジタル化等に関する制度の整備

(一)　無線局の免許状等のデジタル化

(1)　総務大臣は、無線局の免許を与えたとき、又は登録の申請があったときは、当該免許又は当該登録（以下「免許等」という。）に係る事項を記録した電磁的記録（以下「免許記録等」という。）を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該免許等に係る免許人又は登録人（以下「免許人等」という。）に通知するとともに、当該免許記録等に記録されている事項を、当該免許等の有効期間中、当該免許人等が閲覧することができる状態に置かなければならないこととした。

(2)　免許人等は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、免許記録等に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができることとした。

(二)　登録検査等事業者のデジタル化

(1)　総務大臣は、登録検査等事業者に係る事項を登録検査等事業者登録ファイルに記録しなければならないこととした。

(2)　総務大臣は、登録検査等事業者について、登録検査等事業者登録ファイルに記録されている一部の事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととした。

(三)　国の機関等に対する免許等関連手続のデジタル化の義務付け

国の機関、独立行政法人及び包括免許人その他の相当数の無線局を開設している者として総務省令で定めるものは、免許の申請等の関連手続について、総務省令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用する方法により行わなければならないこととした。